

土 総 第 5 7 号  
平成31年4月16日

総務部 営繕課長 様  
各県民センター 所長 様  
隠岐支庁 県民局長 様  
隠岐支庁 農林局長 様  
隠岐支庁 水産局長 様  
隠岐支庁 県土整備局長 様  
防災部 消防総務課長 様  
農林水産部 各課長 様  
各農林振興センター 所長 様  
各水産事務所 所長 様  
土木部 各課長 様  
各県土整備事務所 所長 様  
浜田河川総合開発事務所 所長 様  
出雲空港管理事務所 所長 様  
宍道湖流域下水道管理事務所 所長 様  
浜田港湾振興センター 所長 様

土 木 部 長  
(土木総務課・技術管理課)

#### 消費税率改正に伴う建設工事等の取扱いについて

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）が平成24年8月22日に公布され、消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第1条の規定に基づき、地方消費税の税率の改正が平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行され、消費税率が8%（旧税率）から10%（新税率）に引き上げられることとされています。

これに伴い、消費税率改正に伴う経過的な建設工事等の取扱いについて下記のとおり、経過的な建設工事等に係る契約書の取扱いを別記1のとおり、工事費積算等に係る経過措置イメージ図を別記2のとおり、それぞれ定めましたので、適切な執行をしてください。

このことについては、島根県建設産業団体連合会に別途通知しておりますことを申し添えます。

## 記

### 1. 基本的方針

平成31年4月1日（以下「指定日」という。）以後に契約する建設工事等（建設工事関連業務委託を含む。4を除き、以下同じ。）であって、施行日以後に引き渡しを受ける案件については、新税率で発注することとし、以下のとおり取り扱う。

- (1) 予定価格及び低入札調査基準価格（最低制限価格）は消費税及び地方消費税の率を10%として算定する。
- (2) 入札公告及び仕様書はそれぞれ、別紙1及び別紙2のとおりとする。（該当案件については適宜手動で修正を行うこと）
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に10%を加算した金額とする。

※1平成31年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行う案件については本通知に基づき執行し、指定日以後、平成31年4月30日以前に入札公告または指名通知を行う案件は平成31年3月1日付土総第905号に基づき当初契約後、消費税率改正に伴う差額部分（2%）のみの増額変更契約を速やかに行うこと（併せて本通知に基づき必要な変更契約（契約書の附則の添付等）を行う）。

※2指定日以後、本通知発出日以前に契約を行っている案件（変更契約を含む。）は消費税率改正に伴う差額部分（2%）のみの増額変更契約を速やかに行うこと（併せて本通知に基づき必要な変更契約（契約書の附則の添付等）を行う）。

### 2. 経過的な建設工事等に関する取扱い（別記1及び別記2関係）

- (1) 指定日以後に契約する案件（別記1の3および1の4）

→基本的方針に従い、消費税及び地方消費税の額を10%として契約する。

- (2) 指定日の前日以前に契約締結を行い、施行日以後に引き渡しを行う場合において、指定日以後に増額変更を行う案件（別記1の2及び別記1の6）

→消費税及び地方消費税の額は8%で契約しているが、増額分については、10%で変更契約を行う。（基準となる額は指定日の前日時点の契約金額）

ただし、増額の理由が、追加工事など当初の工事契約において定められていなかったことによるもの（変更指示時点の単価（指定日以降の適用単価世代）を用いて積算する追加工事等をいう。）の場合、指定日の前日時点の契約金額との比較によらず、追加部分は10%で変更契約を行うこと。

- (3) 指定日以後に契約締結し、施行日の前日以前に引き渡し予定の工事等で、遅延等により引き渡しは施行日以後になる案件（別記1の5）

→消費税及び地方消費税の額は8%で契約しているが、工期等の延長が請負者等の責に帰すことが出来ない事由によりなされる場合は、消費税の増加分（免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税増額相当分）について請負代金額等を変更する。

この場合、消費税の増額分は請負代金額等（税抜）（免税事業者の場合は、施行日以後の仕入れ相当額）に新税率と旧税率の差を乗じて得た額となる。

(4) 平成31年度債務負担行為に基づく契約に係る工事等で、指定日以後に契約締結する案件（別記1の1）

→基本的方針に従い、消費税及び地方消費税の額を10%として契約する。

### 3. 平成31年度中の支払い等

#### (1) 平成31年度中の支払いについて

指定日以後、施行日の前日以前に請求を受けた前金払、中間前払金及び部分払については、消費税の税率の改正による消費税の増加分を含まないものとし、その増加分は完成時（債務負担行為付工事の場合は、当該会計年度（平成31年度）の出来高完成時）に支払うこととする。

#### (2) 契約書の記載について

2. (4) の案件のうち、平成31年度債務負担行為に基づく契約に係る工事等の、契約書に記載する平成31年度の出来高予定額及び支払限度額は、以下のとおりとする。

・出来高予定額：10%で記載

・支払限度額：平成31年度の出来高予定額×0.9以内の額を記載

### 4. 維持修繕業務委託等の取扱い

#### (1) 維持修繕業務委託について

引き渡しは受注者から報告を受けた時点となるため、経過的な取扱いは適用されない。従って施行日の前日以前に契約を締結する場合、当初契約は8%で締結し、業務委託料から施行日の前日以前に報告を受けた額を除いた額について、施行日以後に10%で変更契約を行うこととする。

#### (2) 街路樹管理業務委託（複数年契約）について

消費税及び地方消費税の額は8%で契約しているが、引き渡しは各年度で行うため経過的な取扱いは適用されない。そのため、施行日以後の出来高予定額について、施行日以後に10%で変更契約を行うこととする。

#### (3) 現場技術業務委託について

消費税及び地方消費税の額は8%で契約しているが、一括した目的物の引き渡しではない契約形態であり、経過的な取り扱いが適用されない。よって、業務完了日が施行日以後となるものについては請負金額の全額が10%となる。ただし、部分払いについては3(1)に準じることとする。

※3 指定日以後、平成31年4月30日以前に、入札公告または指名通知を行う案件及び指定日以後、本通知発出日以前に契約を行っている案件（変更契約を含む。）については、※1及び※2に準じ、取り扱うこと。

#### (4) 留意事項

(1) 及び(2) について変更契約を行う際は、受注者に経過的な取扱いが適用されない業務委託である旨を周知し、また、当該業務着手日から施行日の前日までの出来高が分かるようにすること。（別紙3）

5. その他留意事項

- (1) 施行日の前日以前に完成を予定している工事等でも、指定日以後に契約をした場合でその目的物の引き渡しが行われる場合は、当該請負契約金額に対し、新税率が適用されるので、上記事項が予想される場合は、増額変更契約等の具体的な措置を講じ、執行管理に万全を尽くすこと。

注：目的物の引き渡しとは、建設工事においては引渡書、業務委託については検査済証に記載の期日で判断する。

- (2) 随意契約についても本通知に準じて取り扱うこととする。
- (3) 本通知に該当しないその他の契約形態、業務形態については個別に税務署に確認を行うこと。
- (4) 受注者が工事進行基準の方法により経理を行っている場合の本県における消費税の収入事務等の取扱いについては、後日、別途通知する。

入札公告の記載例（当初発注時点において契約工期の終期が  
平成31年10月1日以後の場合使用）

今回の措置	
入札公告	
1～8	〔略〕
9	入札方法等
(1)、(2)	〔略〕
(3)	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の <u>100分の10</u> に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の <u>110分の100</u> に相当する金額を入札書に記載すること。
10～18	〔略〕
19	その他
(1)～(6)	〔略〕
	<p>【削除】(7) なお、<del>公告日以降に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）に基づく消費税率の引上げに係る改定規定について、島根県における取扱いが定められた場合には、その取扱いによる。</del></p>
(7)	その他詳細不明の点については、1の担当部局に照会すること。

※本入札公告例は「土木一式4千万円以上1億未満」を参考例としている。

打ち合わせ確認欄		
総括監督員	主任監督員	監督員

島根県土木工事仕様書

契約後速やかに監督職員と協議を行うこと。

照合	G課長	照合者
----	-----	-----

文書番号

工事名				
査定番号			施行位置	
工事種別			建設工事の種類	
契約の方法及び条件	契約方法			開札場所
	開札日時			賞間期限
	入札保証金	島根県会計規則第61条の2第3号の規定により免除する。		契約保証金 島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の10/100以上。ただし、落札者が同規則第69条の2の各号いずれかに該当する場合は免除する。
	前金払	有		部分払 工事中 回以内とする。
	調査基準価格	設ける		完成期日
	その他の条件	(1) 電子入札とする。 (2) 入札回数は1回とし、再度入札は行わない。		
	現場説明	実施しない		
契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	竣工年月日
	当初契約			円
	変更契約			円
	変更契約			円
	受注者 住所・氏名			
監督職員	総括監督員		主任監督員	監督員
記 事	<p>本件は、島根県会計規則及び島根県建設工事等入札執行要領の定めるところにより執行する。</p> <p>(注1) 建設リサイクル法対象の有無 有</p> <p>(注2) 入札に参加しようとする者の間に別紙に示す資本関係又は人的関係がないこと。</p> <p>(注3) 請負代金の額が300万円以上の工事においては、受注者は中間前金によるか又部分払によるかを契約締結時に選択するものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。</p> <p>(注4) 請負代金の額が500万円以上の工事については、工事成績評定結果を公表します。</p> <p>(注5) 配置技術者について (1) 請負代金の額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の工事については、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。</p> <p>(2) 入札日以前又は入札当日において、他の工事を受注又は落札したことによって配置技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札参加資格を失うため、入札書提出前であれば、入札辞退届を提出すること。また、入札書提出後であれば、配置技術者を配置できなくなった旨を届け出ること。</p> <p>(3) 落札後において、配置技術者の重複等によって配置技術者の配置ができないことが明らかとなった場合は、契約前であれば契約を締結しないこともあり得ること。また、契約後であれば契約を解除することもあり得ること。</p> <p>(注6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積った契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ額)の110分の100に相当する金額とすること。この場合、10%に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(注7) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。</p> <p>(注8) 加入義務のある社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入していない者を全ての下請契約(2次下請以降も含む)において下請負人としてはならない。</p> <p>(注9) 受注者が上記(8)に違反していると認める場合、違約金の請求及び指名停止措置、並びに成績評定点の減点を行う。(ただし、発注者の指定した期間までに当該下請負人が社会保険等に加入し、発注者が加入を確認した場合はこの限りではない。)</p> <p>(注10) 本工事は「島根県公共工事共通仕様書」並びに「島根県公共工事共通仕様書 特記事項」を適用する。 これらについては、次の島根県ホームページを参照のこと。 <a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/">http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/</a></p>			

## 【モデルケース】

- 契約日 平成31年2月20日(ゼロ県債)
- 委託期間 平成31年3月1日から平成32年2月28日
- 当初契約時の消費税額 8%
- 今回の変更契約 平成31年度上半期(経過措置期間)の出来高が確定したため、平成31年9月30日までの出来高は消費税8%、残り(平成32年2月28日まで)10%として消費税分のみ増額したケース

	税込み金額	税抜き金額
○当初契約金額	27,000,000円(うち消費税8% 2,000,000)	25,000,000円
○平成31年9月30日までの出来高	13,500,000円(うち消費税8% 1,000,000)・・・①	12,500,000円
○残り (平成31年10月1日～平成32年2月28日)	13,750,000円(うち消費税10%1,250,000)・・・②	12,500,000円
○変更後の精算金額	27,250,000円(うち消費税 2,250,000)・・・①+②	25,000,000円
支払限度額	H30 0円	
	H31.4.1～H31.9.30 12,150,000円	
	H31.10.1～H32.2.28 15,100,000円	
出来高予定額	H30 0円	
	H31.4.1～H31.9.30 13,500,000円	
	H31.10.1～H32.2.28 13,750,000円	

## 業務委託変更契約書

1 委託業務の名称 国道▲▲▲号線外 維持管理一括業務委託

2 契約締結年月日 平成31年 2月 20日

上記委託業務について、次のとおり契約を変更する。

第1条 業務委託の内容を別冊設計図書のとおり変更する。

第2条 業務委託料を以下のとおり変更する。

既契約	27,000,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	2,000,000 円)
変更後	27,250,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	2,250,000 円)
変更後請負金額に係る消費税率ごとの内訳	
消費税8%適用に係る請負金額	13,500,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	1,000,000 円)
消費税10%適用に係る請負金額	13,750,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	2,250,000 円)

第3条 第3条第1項に定める支払限度額及び第2項に定める出来高予定額を次のとおりとする。

支払限度額	平成30年度	0 円
	平成31年4月1日から平成31年9月30日	12,150,000 円
	平成31年10月1日から平成32年2月28日	15,100,000 円
出来高予定額	平成30年度	0 円
	平成31年4月1日から平成31年9月30日	13,500,000 円
	平成31年10月1日から平成32年2月28日	13,750,000 円

変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年△月△日

発注者 島根県  
島根県●●県土整備事務所長

■■ ■■

受注者

経過的な工事に係る工事請負契約書について

1. 平成31年度債務負担行為に基づく契約に係る工事について
  - ・当初の契約締結時に、建設工事請負契約書に別紙「附則（債務負担工事）」のとおり附則を設けること。
2. 平成31年度債務負担行為に基づく契約に係る工事について（指定日の前日以前に契約し、施行日以後に引き渡して、指定日以後に増額変更がある場合）
  - ・変更契約締結時に、建設工事請負変更契約書に別紙「附則（債務負担工事（指定日の前日以前に契約、指定日以後に変更契約、施行日以後に引き渡し）」のとおり附則を設けること。
3. 単年度工事について
  - ・当初の契約締結時に、建設工事請負契約書に別紙「附則（単年度工事）」のとおり附則を設けること。
4. 業務委託について
  - ・当初の契約締結時に、土木設計業務等委託変更契約書に別紙「附則（業務委託）」のとおり附則を設けること。
5. 指定日以後、施行日の前日以前に契約を締結し、施行日の前日以前に引き渡し予定の工事等で遅延（工期延期）により引き渡しが行われる場合
  - (1) 工期延期の変更契約締結時に建設工事請負変更契約書に上記3と同様の附則を設けること。
  - (2) 工期延期の変更契約締結時に土木設計業務等委託変更契約書に上記4と同様の附則を設けること。
6. 指定日の前日以前に契約し、施行日の前日以前に引き渡し予定の工事等で、指定日以後に増額変更がある場合で引き渡しが行われる場合（繰越工事等）
  - (1) 変更契約締結時に、建設工事請負変更契約書に別紙「附則（工事（指定日以後に工期延期により引き渡しが行われる）」のとおり附則を設けること。
  - (2) 変更契約締結時に、土木設計業務等委託変更契約書に別紙「附則（業務委託）（指定日以後に工期延期により引き渡しが行われる）」のとおり附則を設けること。

7. 経過措置対象工事等で指定日以後、施行日の前日以前に部分引き渡しを行う場合
  - ・ 契約締結時に、附則（指定日以後、施行日の前日以前に部分引き渡し）のとおり附則を設けること。
  
8. 変更契約書には上記のいずれの場合も変更契約書記載例のとおり記載すること。

## 附則（債務負担工事）

- 1 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、第41条第1項の規定にかかわらず、第35条中「請負代金額が」とあるのは「平成31年度の出来高予定額が」と（第1項及び第4項を除く。）、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「平成31年度末」と、「請負代金額に」とあるのは「平成31年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）に」と、「請負代金額の」とあるのは「平成31年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額を」とあるのは「平成31年度の出来高予定額を」と、「請負代金額以上」とあるのは「平成31年度の出来高予定額以上」と、「請負代金額未満」とあるのは「平成31年度の出来高予定額未満」と、第36条中「請負代金額」とあるのは「平成31年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、平成31年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第41条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「附則第1項」として同項を適用する。
- 3 施行日の前日までに請求を受けた部分払いにおける部分払金の額の算定については、第42条第2項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成31年度における請負代金相当額（平成31年度の出来高超過額を含む。ただし、当該出来高超過額について第42条第1項の規定による部分払の請求がないときは、当該出来高超過額を除く。）に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「前会計年度までの出来高予定額」とあるのは「前会計年度までの出来高予定額（平成31年度の出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「出来高超過額」とあるのは「出来高超過額（平成31年度の出来高超過額にあっては、出来高超過額（当該出来高超過額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（平成31年度の出来高予定額にあっては、当該会計年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 4 第26条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。
- 5 受注者は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費

税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定の適用を受ける場合には、同条第 4 項の規定に基づく発注者への通知を引渡後遅滞なく行うものとする。

- 6 前項の場合において、受注者は、当該通知した対価の額に  $\frac{110}{100}$  を乗じて得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）について、県からの納入通知書により、県に納付しなければならない。

附則（債務負担工事（指定日の前日以前に契約、指定日以後に変更契約、施行日以後に引き渡し））

- 1 平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、第 41 条第 1 項の規定にかかわらず、第 35 条中「請負代金額が」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額が」と（第 1 項及び第 4 項を除く。）、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「平成 31 年度末」と、「請負代金額に」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額（当該出来高予定額のうち、平成 31 年 4 月 1 日（以下「指定日」という。）以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）に」と、「請負代金額の」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額（当該出来高予定額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額を」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額を」と、「請負代金額以上」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額以上」と、「請負代金額未満」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額未満」と、第 36 条中「請負代金額」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、平成 31 年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第 41 条第 2 項中「前項」及び「同項」とあるのは「附則第 1 項」として同項を適用する。
- 3 施行日の前日までに請求を受けた部分払金の額の算定については、第 42 条第 2 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成 31 年度における請負代金相当額（平成 31 年度の出来高超過額を含む。ただし、当該出来高超過額について第 42 条第 1 項の規定による部分払の請求がないときは、当該出来高超過額を除く。）のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、「前会計年度までの出来高予定額」とあるのは「前会計年度までの出来高予定額（平成 31 年度の出来高予定額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、「出来高超過額」とあるのは「出来高超過額（平成 31 年度の出来高超過額にあつては、出来高超過額（当該出来高超過額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（平成 31 年度の出来高予定額にあつては、当該会計年度の出来高予定額（当該出来高予定額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 4 第 26 条第 1 項の規定による請求があつた場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭

和 63 年法律第 108 号) の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 69 号) による改正後の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。)』として同項を適用する。

## 附則（単年度工事）

- 1 平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、第 35 条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払金の額の算定については、第 38 条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（施行日の前日までに行う第 38 条第 5 項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金相当額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第 38 条第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、施行日の前日までに、再度部分払の請求をする場合においては、同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第 38 条第 5 項の規定による部分払の請求にあっては、当該控除後の額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 4 第 26 条第 1 項の規定による請求があった場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。
- 5 受注者は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定の適用を受ける場合には、同条第 4 項の規定に基づく発注者への通知を引渡後遅滞なく行うものとする。
- 6 前項の場合において、受注者は、当該通知した対価の額に 110 分の 2 を乗じて得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）について、県からの納入通知書により、県に納付しなければならない。

## 附則（業務委託）

平成31年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第33条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」と、第33条第1項中「業務委託料に」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）に」と、「業務委託料のうち3億円を超える部分の金額」とあるのは「業務委託料のうち3億円を超える部分の金額（当該金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。

附則（工事（指定日以後に工期延期により引き渡しが行われる日以後））

- 1 平成 31 年 4 月 1 日（以下「指定日」という。）以後、平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、第 35 条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払金の額の算定については、第 38 条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（施行日の前日までに行う第 38 条第 5 項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金相当額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金相当額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第 38 条第 5 項の規定により部分払金の支払があつた後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第 38 条第 5 項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金相当額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 4 第 26 条第 1 項の規定による請求があつた場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

附則（業務委託（指定日以後に工期延期により、引き渡しが行われる日以後））

平成31年4月1日（以下「指定日」という。）以後、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第33条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における業務委託料の増額分に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」と、第33条第1項中「業務委託料に」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における業務委託料の増額分に110分の2を乗じて得た額を除く。）に」と、「業務委託料のうち3億円を超える部分の金額」とあるのは「業務委託料のうち3億円を超える部分の金額（当該金額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における業務委託料の増額分に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。

附則（指定日以後、施行日の前日以前に部分引き渡し）

- 1 指定日以後、施行日の前日までにおける部分引渡しに係る請負代金の額の算定については、第39条第2項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（請負代金額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における指定部分に相応する請負代金の額の増額分を除く請負代金額の増額分に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。

## 建設工事請負変更契約書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契約締結年月日

上記工事について、次のとおり契約を変更します。

第1条 設計図書を別冊のとおり変更する。

第2条 請負代金額を前請負代金額に対して 円増額する。  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

第3条 工事完成期日を平成 年 月 日に変更する。

第4条 契約書に別紙のとおり附則を設ける。

変更契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者

受 注 者

## 土木設計業務等委託変更契約書

1 委託業務の名称

2 契約締結年月日

上記委託業務について、次のとおり契約を変更します。

第1条 業務委託の内容を別冊設計図書のとおり変更する。

第2条 業務委託料を前業務委託料に対して 円増額する。  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

第3条 業務完了期日を平成 年 月 日に変更する。

第4条 契約書に別紙のとおり附則を設ける。

変更契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

受注者

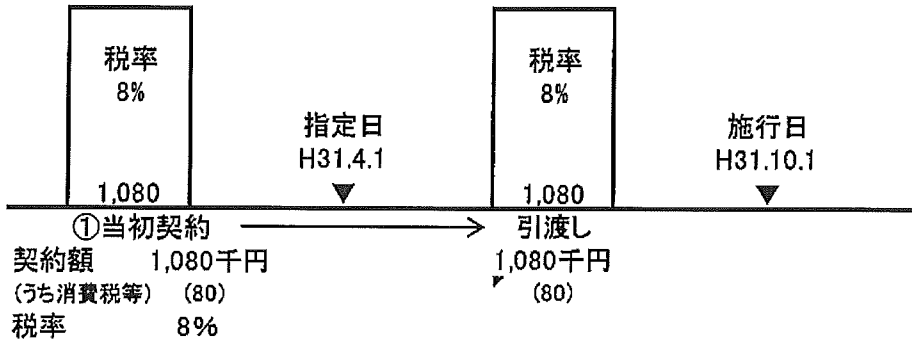
## 工事費積算等に係る経過措置イメージ図

○平成 31 年 9 月 30 日（新税率施行日の前日）以前に契約締結する工事等の税率

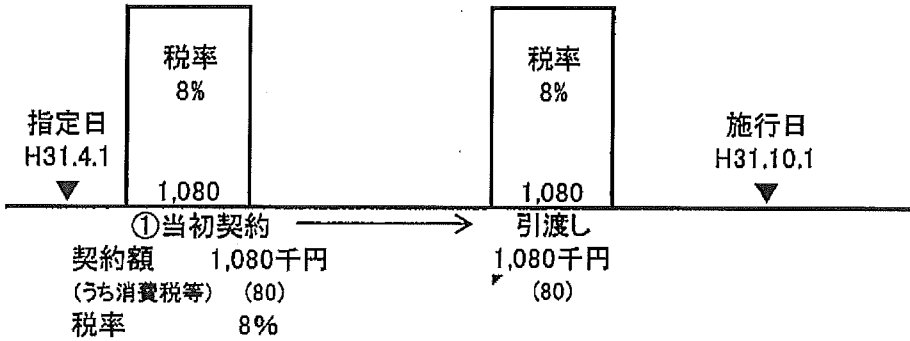
工事等の区分	適用税率
平成 31 年 9 月 30 日以前に引渡しを行う工事等 (①②)	8%
平成 31 年 10 月 1 日以後に引渡しを行う工事等	X
平成 31 年 8 月 31 日以前に契約締結した工事等 (③)	8%
平成 31 年 4 月 1 日以後に増額変更した場合 (④) (当初工事等の変更)	平成 31 年 3 月 31 日 時点を基準として増 額部分について 10%
平成 31 年 4 月 1 日以後に増額変更した場合 (当 初想定されていない工事等の追加) (⑤)	追加部分について 10%
平成 31 年 4 月 1 日以後に契約締結した工事等 (⑥)	10%
平成 31 年 9 月 30 日以前に部分引渡しを行う工事 等	引渡し部分について は 8%

※当初想定されていない工事等の追加部分は、変更指示時点の単価（平成 31 年 4 月 1 日以降の適用単価世代）を用いて積算する部分が該当する。

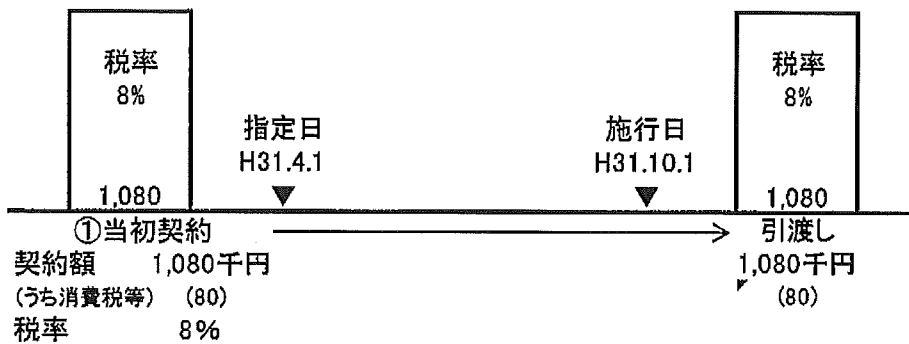
① 平成31年3月31日以前に契約、平成31年9月30日以前に引渡しの仕事等



② 平成31年4月1日以後に契約、平成31年9月30日以前に引渡しの仕事等



③ 平成31年3月31日以前に契約、平成31年10月1日以後引渡しの仕事等  
(設計変更なし)



④ 平成31年3月31日以前に契約、平成31年10月1日以後引渡しの仕事等  
(平成31年4月1日以後変更契約)

・増額変更

			10%	] 変更増	10%
税率 8%			8%		税率 8%
1,080	指定日 H31.4.1 ▼		1,190	施行日 H31.10.1 ▼	1,190
①当初契約		②変更契約		引渡し	
契約額	1,080千円		+110千円		1,190千円
(うち消費税等)	(80)		(10)		(90)
税率	8%		10%		

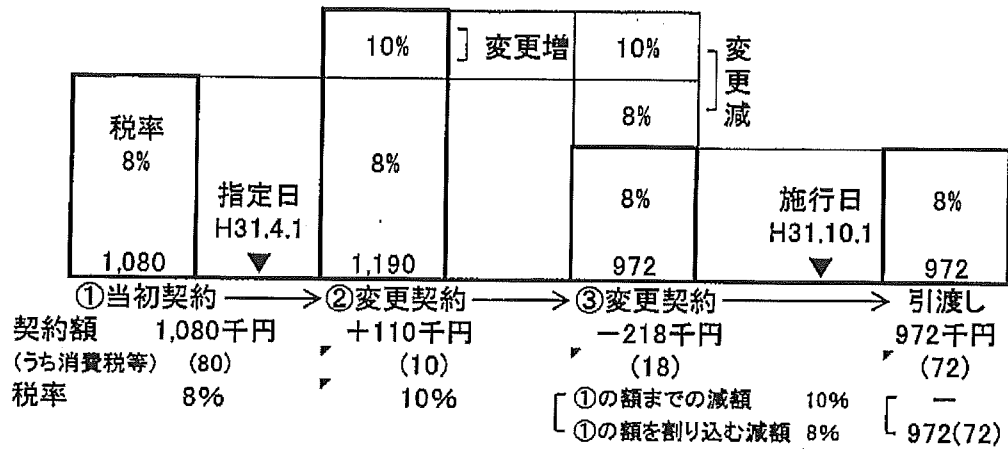
・減額変更

				] 変更減	
税率 8%			8%		8%
1,080	指定日 H31.4.1 ▼		972	施行日 H31.10.1 ▼	972
①当初契約		②変更契約		引渡し	
契約額	1,080千円		-108千円		972千円
(うち消費税等)	(80)		(8)		(72)
税率	8%		8%		

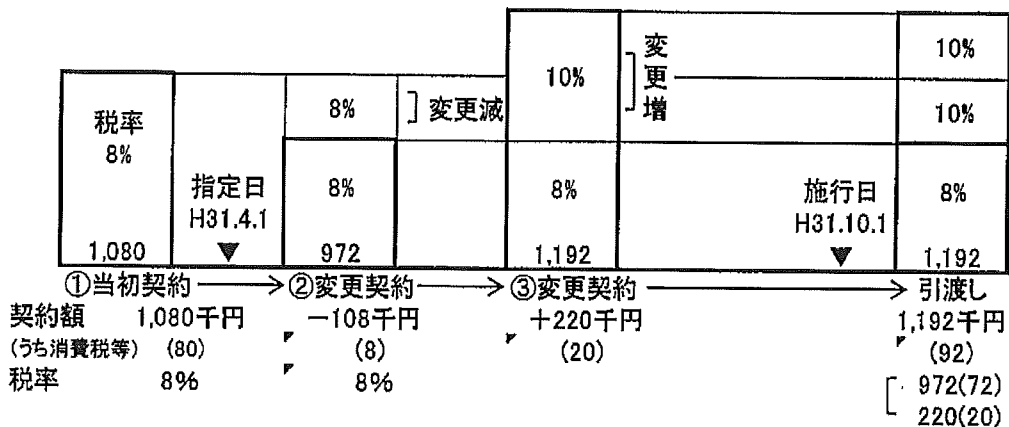
・減額→増額

				10%		10%
税率 8%		8%	] 変更減	8%	] 変更増	8%
1,080	指定日 H31.4.1 ▼	972		1,190	施行日 H31.10.1 ▼	1,190
①当初契約		②変更契約		③変更契約		引渡し
契約額	1,080千円		-108千円		+218千円	1,190千円
(うち消費税等)	(80)		(8)		(18)	(90)
税率	8%		8%		8%	
				[ ①の額の範囲内の増額	8%	[ 1,080(80)
				①の額を超える増額	10%	110(10)

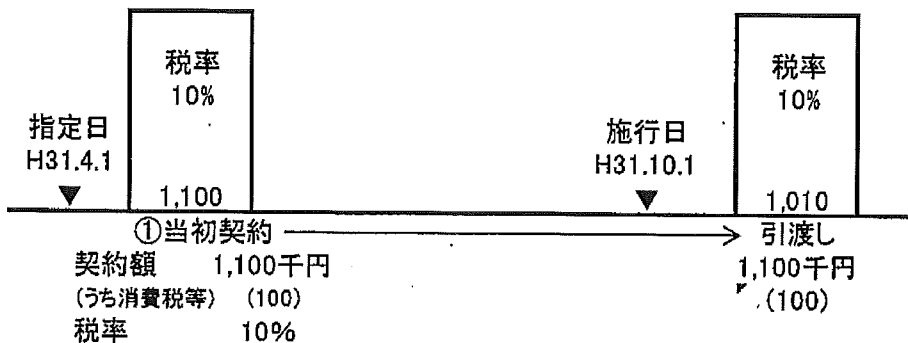
・増額→減額



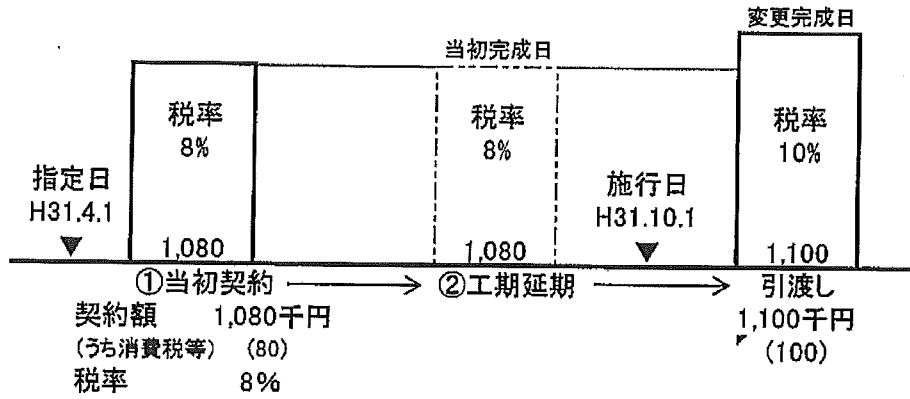
⑤平成31年4月1日以後の増額変更の変更理由が当初想定されていない追加工事等の場合  
例：当初工事を減額し、当初想定されていない工事等を追加



⑥平成31年4月1日以後に契約、平成31年10月1日以後引渡しの工事等  
・設計変更なし（変更契約については④と同様）



⑦平成31年4月1日以後に契約、工期延期等により平成31年10月1日以後引渡しの工事等



・平成31年度の工事代金の支払い

債務負担 H31の出来高予定額…10%で計算

↓

H31.9.30以前に請求のあった部分払……………8%で支払（差額は当該会計年度の出来高完成時）

→  $(H31出来高予定額 \div 110) \times 108 \times 0.9$

H31.10.1以後に請求のあった部分払……………10%で支払

H31.9.30以前に請求のあった前金払……………8%で支払（差額は当該会計年度の出来高完成時）

$(H31出来高予定額 \div 110) \times 108 \times 0.4$

H31.10.1以後に請求のあった前金払……………10%で支払